

## 水質汚濁に係る環境基準（公共用水域）

### ①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

- (注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう（定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及び P C B 0.0005 mg/L）。
- 2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。  
また、アルキル水銀及び P C B については「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断する。
- 3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0.0005 mg/L 以下を越える検体が調査対象検体の 37%以上である場合を不適とする。（昭和 49 年 12 月 23 日付け：環水管第 182 号）
- 4 カドミウムの環境基準は 0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下へ変更された。（平成 23 年 10 月 27 日付け：環境省告示第 94 号）
- 5 トリクロロエチレンの環境基準値は 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下へ変更された。（平成 26 年 11 月 17 日付け：環境省告示第 126 号）

河川  
ア.

### ②生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級、 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。						

(注) MPN/100mL とは、最確数法（MPN法）により算出した 100mL 中の最確数を表す。

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。				

(注) ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が追加された。（平成 25 年 3 月 27 日付け：環境省告示 30 号）